

## 健全化判断比率・資金不足比率の説明

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部が施行されたことにより、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や一部事務組合や第3セクターを含めた将来負担等についての指標（健全化判断比率）と公営企業ごとの資金不足額の比率（資金不足比率）を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合、または再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、財政状況を改善することを目標として「財政健全化計画」または「財政再生計画」を定めなければなりません。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、経営健全化を図ることを目標として「経営健全化計画」を定めなければなりません。

健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率を「再生判断比率」といいます。

### 1 実質赤字比率

一般会計等の赤字額の程度を指標化し、市の財政運営の深刻度を示す比率

### 2 連結実質赤字比率

一般会計等とすべての公営事業会計の赤字額や黒字額を合算して、市全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率

### 3 実質公債費比率

市の借入金の返済額やこれに準じる額の財政負担を指標化し、資金繰りの危険度を示す比率

### 4 将来負担比率

市の借入金や将来負担すべき額を指標化し、今後の財政を圧迫する可能性を示す比率

### 5 資金不足比率

公営企業の資金不足を指標化し、経営の深刻度を示す比率